

別記（第 3 条関係）

総合評価点算定基準（工事成績等簡易型）

1 趣旨

この算定基準は、小諸市建設工事総合評価落札方式試行実施要領に基づき適正な算定を実施するため、工事成績等簡易型の評価について、必要な細目について定める。

2 評価点の設定

点数配分は以下による。

- ① 価格点：88.0～91.5点
- ② 価格以外の評価点：8.5～12.0点

3 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

4 価格点の算定方法

- ① 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者及び低入札価格調査における失格基準価格に満たない者を除いて算定する。
- ② 価格点＝配点×最低価格／入札価格 [小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]
 - ※ 1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。
 - ※ 2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

5 価格以外の評価点

価格以外の評価点の配点は、以下に示す評価項目及び配点を基本とする。ただし、案件個別の実情に応じて以下の配点を上限として変更できるものとする。

① 工事成績（必須）

小諸市発注の平均工事成績評定点を基に算出する。（最大 7.0 点）

評価点＝7.0点×（工事成績点－65）／（最高工事成績点－65）

[小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]

- ※ 1 工事成績点は、入札者の過去 2 か年に竣工した小諸市発注工事の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去 2 か年の工事件数が 5 件未満の場合は、過去 4 か年とする。
[小数点以下第 1 位四捨五入整数止め]
- ※ 2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。
- ※ 3 工事成績点が 80 点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を 80 点として計算する。（評価点の計算において、80 点を上限とする。）
- ※ 4 工事成績点が 65 点の場合及び過去 4 か年に工事成績評定点がない場合の評価点は 0 点、65 点未満の場合の評価点はマイナスとする。

- ※5 工事成績点は、毎年四半期毎（見直し基準日：4/1、7/1、10/1、1/1）に見直したものを適用する。
- ※6 工事成績点の対象工種は、案件ごとに定めるものとする。
- ※7 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。

② 工事实績（選択）

専門性の高い工事や経験・実績などにより、工事品質の確保が可能な工事において、同種工事实績の有無により評価する。（0.5点）

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 実績は、公共機関等（建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関）から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。
- ※3 求める実績の期間、規模及び内容等については、案件ごとに定めるものとする。
- ※4 工事成績評定点が65点未満の工事については、実績として認めないものとする。

③ 優良工事表彰（選択）

小諸市の優良工事表彰の実績の有無により評価する。（0.5点）

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 実績とする表彰対象工事は全工種とする。
- ※3 実績とする期間については、案件ごとに定めるものとする。

④ 技術者の保有資格（選択）

契約時に配置できる主任（監理）技術者の資格の有無により評価する。（最大1.0点）

- ※1 資格は公告日現在で取得していることを要件とする。（登録が必要な資格については、登録が完了していることが必要。）
- ※2 必要な資格及び配点は案件ごとに定めるものとする。

⑤ 技術者の実績（選択）

契約時に配置できる技術者の、過去3か年に竣工した国、長野県又は小諸市が発注した同種工事の成績点の実績により評価する。（最大1.0点）

- a 82点以上の実績を2件以上有する主任（監理）技術者を配置：1.0点
 - b 82点以上の実績を有する主任（監理）技術者を配置：0.75点
 - c 78点以上の実績を有する主任（監理）技術者を配置：0.5点
- ※1 上記a、b、cのいずれかの点数を加点する。

⑥ 労働福祉（必須）

経営事項審査の「労働福祉の状況（W1）」が30点以上の場合に評価する。（0.5点）

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。

⑦ 災害協定（選択）

小諸市と災害時応援協定を締結している者又は締結している団体に加盟している者を評価する。

（0.5点）

※1 上記の点数を加点する。

※2 公告日現在で協定締結又は締結している団体に加盟していなければならない。

⑧ 除融雪業務委託契約（選択）

小諸市と除融雪業務委託契約を締結している者を評価する。（最大0.5点）

a 除雪契約を締結している者：0.5点

b 凍結防止剤散布契約を締結している者：0.25点

※1 上記のa、bいずれかの点数を加点する。

※2 毎年12月1日公告分から当該シーズンの除融雪業務委託契約者に切り替えるものとする。

⑨ 指名停止（必須）

公告日から過去1年以内に小諸市からの指名停止を受けた者

減点数＝通算指名停止月数×（－0.5点）

※1 上記の点数を減点する。

※2 2週間の指名停止は0.5月、3週間は1月として算出する。

※3 公告日から1年前の応答日に指名停止中の場合は、その指名停止の全期間の月数とする。

⑩ 社会的責任（必須）

所得税の源泉徴収義務者のうち、市民税・県民税等の「特別徴収義務者」となっていない者。

（－0.25点）

※1 上記の点数を減点する。